

CO2MOS®サービス利用規約

総則

第1条 規約の制定目的及び本サービスの内容

当社は契約者に CO2MOS®サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件として、CO2MOS®サービス利用規約（別紙を含みます。以下「本規約」といいます。）を定めます。

- 2 本サービスの内容は別紙仕様書に定める通りとします。
- 3 本サービスは、別紙仕様書に規定する動作環境を備えた端末に限り利用することができますが、当該端末の設定等によっては本サービスを利用できないことがあります。
- 4 本サービスのサービス提供時間及びメンテナンス時間等の提供条件は別紙仕様書に定める通りとします。

第2条 本規約の範囲

本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の関係に適用します。

- 2 当社が本サービス提供の円滑な提供、運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

第3条 本規約の公表

当社は、当社の Web サイト (<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>) その他当社が別に定める適切な方法により、本規約を公表します。

第4条 本規約の変更

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容およびその効力発生時期を、当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

第5条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

- (1) 提携事業者とは、次の各号に該当する者をいいます。
 - ①本サービスの提供の全部又は一部を当社が委託した場合の当該業務受託事業者（以下、「再委託先」といいます。）
- (2) ②本サービスの全部又は一部を構成する機器・設備又はサービスを当社に供給する事業者 「本サービス」とは、別紙仕様書において定めるものをいいます。

(3) 「利用開始日」とは、当社が契約者に通知する、本サービスの提供を開始した日をいいます。

契約

第6条 申込みと承諾

本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとします。

2 当社が申込みに対して承諾した時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。

3 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

(1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき

(2) 本サービスの申込者が、本サービスまたは当社の提供するサービスの料金または手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき

(3) 本サービスの申込者が、本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき

(4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき

(5) 本サービスの申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みにかかる内容の確認または変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき

(6) 本サービスの提供に係る電気通信設備等に余裕がないとき

(7) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき

4 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第2項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとします。

5 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第7条 最低利用期間

別紙に特段の定めがない限り、契約者は、第2項に定める期間（以下「最低利用期間」といいます。）内に本サービスにかかる契約の解約があった場合は、当該解約があった日から最低利用期間末日までの期間に相当する本サービス利用料金を一括して支払うものとします。

2 前項の最低利用期間は、申込書に記入の利用開始月の月初から起算して12ヶ月とします。ただし、別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

3 契約者が行う本サービスの全部または一部の解約が、電気通信事業法第26条の3に定める初期契約解除制度を利用した解約である場合は、前[2]項の規定を適用しません。

第8条 契約者の地位の承継

相続または法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後

存続する法人、合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権のすべてを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出させていただきます。なお、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出させていただきます。これを変更したときも同様とします。

第9条 氏名等の変更の届出

契約者は、その氏名もしくは商号、住所もしくは所在地またはその他契約者にかかる事項について変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出させていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社に対しその届出のあった事実を証明する書類、あるいは当社の指定する資料を提示いただくことがあります。

3 第1項に規定する変更の届出を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

第10条 契約上の地位の譲渡

契約者は、本契約上の地位を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

第11条 契約者が行う本契約の解約

契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面、メール、Web等サービスに合わせた通知方法により通知していただきます。

第12条 当社が行う本契約の解約

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することができます。

(1) 第14条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき。

(2) 当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービス料金または手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき。

(3) 契約者が第6条(申込みと承諾)に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。

(4) 本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき。

(5) 契約者が自らまたは反社会的勢力をを利用して、当社に対して詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いたとき

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することができます。

(1) 緊急またはやむを得ない場合

(2) 契約者またはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、または反社会的勢力との取引もしくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。

(3) 民事再生手続きの開始、会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続の開始もしくは破産申し立てをしたとき。

(4) 手形交換所の取引停止処分もしくは資産差押または滞納処分を受けたとき。

(5) 資本の減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。

(6) 前各号に定めるほか、資産、信用および支払能力等に重大な変更を生じ、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

3 当社は、第13条（利用中止）第13条(6)の規定により本サービスの利用を中止した場合において、その利用中止の事由を解消し、本サービスの利用を再開することが困難であると当社が判断したときは、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本サービスに係る契約の一部もしくは全部を解約することができます。なお、当社は本項の規定により、本サービスの一部もしくは全部を廃止し、または本サービスに係る契約を一部もしくは全部を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

4 前項により契約の全部が解約されたときは、第7条の規定は適用しません。ただし、本項の規定は当該解約前に契約者に生じた債務を免除するものではありません。

利用中止等

第13条 利用中止

当社は次の場合には本サービスの一部または全部の利用を中止することがあります。

(1) 本サービスを提供するための設備の保守上、工事上またはサービス提供上やむを得ないとき。

(2) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。

(3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるとき。

(4) 本サービスが正常に動作せず、本サービスを継続して提供することが困難であるとき。

(5) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき。

(6) 提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、本サービスの全部又は一部の提供が困難となつたとき。

2 当社は前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

第14条 利用停止

当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することができます。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないときまたは支払われないことが合理的に見込まれるとき。

(2) 本規約に反する行為を行ったとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合は、この限りではありません。

第15条 利用の制限

当社は、天災、事変、パンデミック、エピデミック、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスにかかる通信の利用を中止する措置をとることができます。

2 当社は、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、本サービスの提供とその電気通信事業者等の提供するサービス等との間の通信を継続して行うことについて当社の業務の遂行に重大な支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が認めるときは、その通信の一部の利用を中止することがあります。

3 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、本サービスの一部または全部の利用を中止する措置をとることができます。

4 当社が前各項の措置をとったことにより契約者または第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社は責任を負いません。

料金等

第16条 料金

本サービスの料金は、当社の営業担当より提示する見積に定めるところによります。

第17条 料金の支払義務

契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、契約の解除があった日を含む料金月の末日までの期間について、料金の支払を要します。本規約における「料金月」とは、1の暦月の起算日（当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。

2 利用中止または利用停止があったときは、本サービスにかかる契約者は、その期間中の料金の支払を要します。

3 契約者が利用料金の支払を不法に免れた場合、当社はその免れた額のほか、免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として請求できるものとします。

第18条 延滞利息

当社は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。

データの取扱い

第19条 データに関する責任

第 24 条（責任の制限）の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されているデータ（以下「保存データ」といいます。）および本サービスの利用により生成、提供または伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損もしくは漏洩した場合または滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者または第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

- 2** 前項の規定は、当社の故意または重過失によるものである場合は適用しないものとします。
- 3** 生成等データについては、当社はその真実性、正確性、完全性、最新性等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

第20条 データの確認・複製

当社は、当社の電気通信設備の故障もしくは停止等の復旧等の設備保全または本サービスの維持運営のため、保存データを確認、複写または複製することができます。

2 当社は、前項の用途以外で保存データにアクセスまたは利用しないものとします。当社は前項に加え、保存データおよび生成等データのうち、複数の契約者に関する情報から共通要素を抽出し、集計して得られるデータ（以下「統計データ」という）に加工した上で、以下の目的において、自ら利用し、第三者に提供することができます。

3 当社は前項に加え、保存データおよび生成等データのうち、複数の契約者に関する情報から共通要素を抽出し、集計して得られるデータ（以下「統計データ」という）に加工した上で、以下の目的において、自ら利用し、第三者に提供することができます。

- (1) 利用する情報：活動項目、活動量、業種・業態・排出量（scope1,2,3）、拠点数
- (2) 利用する目的：本サービスに係る品質、機能、操作性等の維持及び向上

4 契約者は、統計データに関する権利が当社に帰属することに同意します。

5 契約者が本サービスのサプライヤー連携機能を利用し、自身の情報を契約者自身が指定する他の契約者（以下、「被開示者」といいます。）に開示することを許可した場合は、以下のうち契約者自身が指定する情報が被開示者に開示されます。一度開示許可された情報の修正及び開示許可の取消しを契約者の側から行うことはできません。

被開示者に開示される情報：製品及びサービス排出原単位、契約者の Scope1・Scope2・Scope3

(各カテゴリごと) の排出量

第21条 データの利用

当社は、以下に定める情報を以下の目的の範囲内で利用することができます。

- (1) 利用する情報：登録等情報、障害情報等（個人情報にも通信の秘密にも該当しないデータ）
- (2) 利用する目的：本サービスに係る品質、機能、操作性等の維持及び向上データの削除、問い合わせ対応等サービス提供目的

当社は、第 27 条（本サービスの廃止）による本サービスの廃止のほか、当社は第 11 条（契約者が行う本契約の解約）または第 12 条（当社が行う本契約の解約）の契約の解約があったとき、または期間の満了により本契約が終了したときは、保存データを削除します。この場合において、当社は、保存データの削除に起因する契約者または第三者に発生した直接または間接の損害についての責任を負わないものとします。

第22条 データのバックアップ

契約者は、自らの責任で保存データおよび生成等データのバックアップを取るものとし、当社は、契約者がバックアップを行わなかったこと、またバックアップ行った際の方法およびその結果について責任も負わないものとします。

2 当社は、当社と契約者の間で別途保存データおよび生成等データのバックアップにかかる契約がある場合、保存データおよび生成等データのバックアップを行います。この場合、保存データおよび生成等データのバックアップ等にかかる損害について、当社は当該契約に定められた範囲で責任を負います。

3 契約者は、本サービスにかかる契約が終了等するときには、保存データおよび生成等データを、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。

4 当社は消去された保存データおよび生成等データは修復しません。

第23条 本サービスの提供機能

本サービスの提供機能は別紙仕様書に定める通りとします。

2 契約者は、本サービスを利用するにあたり、自己の費用及び責任において、以下の登録及び設定を行います。

(1)当社所定の方法による会社情報、製品情報、活動項目、算定ロジックに関する情報その他必要事項の登録

(2)当社所定の方法による CO2 排出原単位に関する情報の登録

3 前項第 2 号において、契約者は、本サービスにおける CO2 排出量算定に利用を希望する CO2 排出原単位に利用許諾の取得が必要な場合は、自己の費用及び責任において、あらかじめ取得するものとします。なお、契約者が本サービスにおいて利用可能な CO2 排出量原単位は、環境省が所管する「グ

リーン・バリューチェーンプラットフォーム」
(https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/)において公表されている排出原単位その他の当社以外の団体、組織等が公表するものに限られます。

損害賠償等

第24条 責任の制限

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

- 2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、本サービスにかかる月額定額料金（料金表の利用料金のうち、本サービスが全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分にかかるものに限ります。）を上限として、その責任を負うものとします。
- 3 当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします。

サービスレベル合意書

第25条 サービスレベル合意書の適用

当社は、本サービスの提供にあたり、サービス品質に関する指標を設定しないものとします。

雑則

第26条 免責

当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者にかかる損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任も負担させないものとします。

- 2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分またはその他の原因を問わず、責任も負わないものとします。
- 3 当社は、本規約の変更等により契約者が本サービスを利用するにあたり当社が提供することとなっ

ている設備、端末等以外の設備、端末等の改造または変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

4 当社は、本サービスが契約者の CO2 排出量削減目標達成もしくは自治体または SDGs 関連団体が運営する SDGs 認証取得等の特定の目的に適合することを保証しません。

5 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責または制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第27条 本サービスの廃止

当社は本サービスの一部または全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部または全部の廃止があったときは、本サービスの一部または全部にかかる契約は終了するものとします。

3 当社は、本サービスの一部または全部の廃止に伴い、契約者または第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、本サービスの一部または全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間をおいて、あらかじめ契約者に通知します。

第28条 法令に規定する事項

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第29条 契約者の義務

契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社または第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと
- (2) 本サービスによりアクセス可能な当社または第三者のデータの改ざん、消去等をしないこと
- (3) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと
- (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
- (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用または運営に支障を与える行為をしないこと
- (6) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと
- (7) 利用申込みの際またはその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること
- (8) 法令、本規約もしくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損

する行為、または当社もしくは第三者に不利益を与える行為をしないこと

(9) 本サービスの一部または全部を、直接または間接を問わず、単体もしくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制もしくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと

(10) 契約者は、本サービスの利用に当たっては、当社所定の手続、操作マニュアル等に従うこと

(11) 本サービスの利用に際して利用又は登録が必要な第三者が保有する情報については、自己の費用及び責任において、必要な同意の取得その他一切の措置を行うこと

(12) 本サービスの利用は、契約者の社内利用目的に限り、契約者以外の第三者に本サービスを利用させないこと

(13) 前各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為をしないこと

2 契約者は前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者またはその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

4 契約者は、本サービスにかかる ID およびパスワード（以下「ID 等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID 等の一一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録された契約者が本サービスを利用したものとみなします。

5 契約者が前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の業務遂行または当社の設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。

6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨を契約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

第30条 契約者の協力義務

当社は以下の場合、契約者に対し、本契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、および当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。

(1) 契約者による本契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合

(2) 故障予防または回復のため必要な場合

(3) 技術上必要な場合

(4) その他、当社が必要と判断する理由がある場合

2 契約者は、本サービスが不正に利用され、または利用されようとしているときには、ただちに当社に通知するものとし、本サービスの不正利用にかかる当社の調査に協力するものとします。

第31条 契約者に対する通知

契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (2) 契約者が利用申込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、または FAX 番号宛に FAX を送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時または契約者の FAX 番号宛に FAX を送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) 契約者が利用申込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

第32条 当社の知的財産権

本サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与または提示するソフトウェア等のプログラムまたは物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権およびそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社または当社の指定する者に帰属するものとします。また、本サービスに対して、当社が掲示している商標、ロゴ等は、契約者その他の第三者に対して、商標、ロゴ等を譲渡し、またその使用を許諾するものではありません。

2 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとします。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、逆コンパイルまたは逆アセンブル等のリバースエンジニアリングを行わないこと、
- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
- (4) 当社または当社の指定する者が表示した知的財産権の表示を削除または変更しないこと

3 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第33条 個人情報の取扱い

第34条 当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定める「プライバシーポリシー」(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)によります。通信ログの取扱い

当社は、本サービスの利用にかかる通信ログについて、課金・料金請求、サービスの維持・継続およびネットワークの安定的運用等の業務の遂行のために必要かつ相当な目的の範囲内で利用する場合があ

り、契約者はこれに同意するものとします。

第35条 第三者への委託

契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部または一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任および監督について、第24条（責任の制限）に定める範囲で責任を負うものとします。

第36条 承諾の限界

当社は、第6条(申込みと承諾)に定めるほか、契約者から本サービスの利用に関する要望があった場合に、その要望を実現することが困難なときまたは当社の業務の遂行上支障があるときは、その要望を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその要望を行った者に通知します。

第37条 管轄裁判所

契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第38条 分離可能性

本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効または法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

第39条 準拠法

本規約の解釈および適用に関する準拠法は日本法とします。

別紙

CO2MOS®仕様書

第1.0版

NTTコミュニケーションズ株式会社
2024年6月12日

改訂履歴

目次

1.	はじめに	15
1.1.	CO2MOS®とは.....	15
1.2.	本書の改定.....	15
1.3.	本書の用語の定義.....	15
2.	本サービスについて.....	17
2.1.	サービス概要.....	17
2.2.	提供機能	17
2.3.	ヘルプデスク	18
2.4.	提供条件	18
2.5.	利用環境	18
3.	その他	18
3.1.	留意事項	18

はじめに

CO2MOS[®]とは

CO2MOS[®]とは、NTT コミュニケーションズ株式会社（以下、「NTT Com」という）が提供する温室効果ガス排出量算定・可視化ソリューション（以下、「本サービス」という）のことを指す。

本書の改定

NTT Com にて、本書が運用状況に合致していないと認める場合、本書を改定するものとする。

本書の用語の定義

仕様書の中で用いる用語を次のように定義する。

項番	用語	略称	説明
1	製品カーボンフット プリント	製品 CFP	製品あたりの排出量のこと
2	温室効果ガス排出量		温室効果ガスあたりに排出される量。温室効果ガス排出量は、活動量×排出原単位で算定します
3	管理者権限		利用するユーザーの中で、排出量算定機能以外にユーザー・企業情報や算定ロジックの登録・管理ができる権限のこと
4	排出原単位		経済活動量あたりの温室効果ガス排出量のこと
5	算定ロジック		年単位で管理される活動種類（活動項目）と原単位の組み合わせのこと
6	活動量		各種の事業における実施される活動の量のこと（例えば、電力量・ガス使用量等）
7	組織ベース原単位		売上単位あたりの排出量値のこと（組織ベース原単位は「総排出量÷売上高」）

【機密性 1】

提供機能			説明
設定	ユーザー管理	ユーザー管理・登録	登録されているユーザーの管理と新規登録ができる
	自社情報登録	環境設定	会社情報（会社名/組織/拠点/売上など）を登録できる
	排出原単位管理	出典リスト	自社で登録した原単位とシステム共通の原単位から検索ができる 「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」「電気事業者排出係数」が自動更新される
		原単位リスト	利用可能な原単位を確認/検索し、新規追加をすることができる CO2MOS®独自原単位 DB として、サプライヤの組織ベース原単位（GHG 排出量÷売上高）を利用できる
排出量算定	算定ロジック登録	算定ロジック登録	年度毎の算定ロジックを確認することができる 当年度使用する算定ロジックを登録することができる
	活動量登録	Web 入力	活動量データの入力/使用する原単位の選択することができる WEB インターフェース（拠点・ライン単位登録可能）
		CSV アップロード	csv テンプレートをインポートすることができる
	組織ベース原単位設定	組織ベース原単位設定	自社の排出量のバウンダリーを設定し、組織ベースの原単位（GHG 排出量÷売上高）の設定ができる
	製品排出量算定	製品リスト	自社が取り扱う製品/サービス情報を登録ができる
		製品カーボンフットプリント設定	製品のカーボンフットプリントの算定ができる (按分・積み上げ方式対応)
データ収集	タスク機能	タスク管理・作成	組織や拠点にデータ入力項目とデータ入力担当の紐付け、登録期限の設定し、ステータス管理ができる
		活動量入力依頼	データ入力者に登録依頼ができる
	サプライヤー連携	開示依頼進捗管理	CO2MOS® を利用する取引先の排出量データの開示依頼・開示状況管理できる
		開示依頼リスト	CO2MOS® を利用する取引先などに自社の排出量データ（排出量/製品サービス排出量）を開示できる
可視化・分析	組織排出量分析	排出量分析	ユーザー独自の指標で可視化でき、スコープ毎、拠点毎、エネルギー種別など詳細な分析ができる
		目標設定	排出量削減目標を設定し、予実管理ができる
		削減計画	削減対策を設定し、排出量削減のポテンシャル・費用対効果や目標達成シミュレーションができる
	製品 CFP 分析	製品一覧・詳細	算定した製品 CFP の総量と工程別の排出量の確認ができる
	サプライヤー分析	組織排出量管理	サプライヤー毎に開示された Scope1,2,3 の排出量の管理ができる
		調達製品の排出量管理	サプライヤーから開示された製品単位の排出量の管理ができる
ESG 管理	ESG データ登録	ESG データ登録	管理したい項目を設定し、管理単位のデータを登録し、管理

【機密性 1】

			ができる ESG データと GHG データの紐づけができる
データ出力	レポート	レポート出力	年度毎に総排出量や拠点単位の排出量の出力ができる 省エネ法・温対法向けの開示に必要なデータ出力できる 製品単位の排出量データ出力ができる

本サービスについて

サービス概要

CO2MOS®とは、温室効果ガス排出量算定・可視化するクラウドサービスである。

提供機能

CO2MOS®で提供する機能は以下のとおりとする。

ヘルプデスク

ヘルプデスクの条件は以下のとおりとする。

項目	内容
実施内容	問い合わせ受付
対応時間	9:00-17:30（土日・祝日を除く）
受付方法	メール
メールアドレス	co2mos-comhelp@ml.ntt.com
対応言語	日本語

提供条件

提供条件は以下のとおりとする。

項目	内容
サービス提供時間	24 時間 365 日（計画停止/定期保守を除く）
メンテナンス時間	不定期（サービス停止を伴うメンテナンスを実施する場合は、事前に通知した上で実施する。なお、緊急の場合はこの限りではない）

利用環境

利用環境の条件は以下のとおりとする。なお、対応ブラウザの最新バージョンには隨時対応していく。

項目	内容
推奨ブラウザ	Microsoft Edge 114 Google Chrome 114 Safari 16.5
端末解像度	1,360 x 768 以上

その他

留意事項

本書に記載の事項は、サービスレベルを保証するものではない